

飯田橋公共職業安定所長 殿

疎明書（または理由書・申出書でも可）

（保育所(園)への登園延期を要請（協力依頼としての案内含む）されたケース）

私（ A ）は、子（ B ※生年月日も）について、令和〇年〇月〇日（要件該当日^(注3)）において保育が実施されるよう認可保育所(園)への入所申込みを行い、入所(入園)決定を受けていたところです。

このほど新型コロナ・ウィルス感染予防に伴って、〇〇市（〇〇保育所(園)）等より当該保育所(園)への登園を遅らせることの要請（※強制、自粛、案内含む）があり、その要請により要件該当日の翌日以降の令和〇年〇月〇日（※時期が定まらない場合は当面の間でも可）まで登園日を延期することとなったため。

（注1） この疎明書は、『育児休業の申出に係る子について、認可保育所(園)等における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、その子が1歳に達する日又は1歳6か月に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合』の要件確認資料となります。

（注2） 公共職業安定所から、事業主、被保険者又は区市町村に対して、今回の育児休業給付延長の申出にかかる事実について確認させていただく場合があります。

（注3） 要件該当日とは、今回の延長申請が1歳の場合は1歳に達する日の翌日（=誕生日）、1歳半の場合は1歳6か月に達する日の翌日になります。

延長申請の際には、

●疎明書(理由書・申出書)●自治体からの要請文等の写し

●保育園の入所決定通知書等の写しを添付してください。

令和 〇年 〇月 〇日

氏名 〇〇 〇〇